

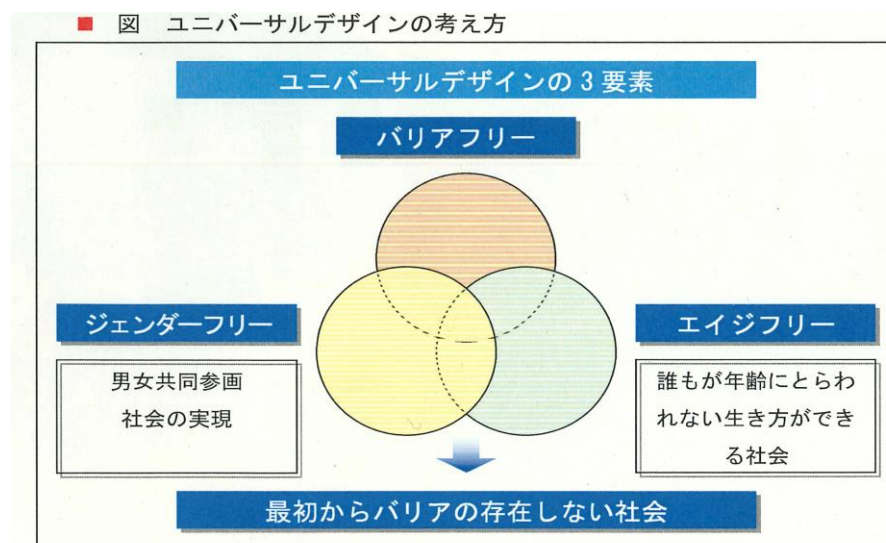
障がいのある人のない人もともに暮らしていくための法制度の整備について

伊藤久雄（忍耐NPO法人まちぼっと理事）

本稿は、11月8日に開催された「わくわくサロン」（府中・生活者ネットワーク主催）の発言用レジメとして作成したものです。

◇ ユニバーサルデザインの3要素

岐阜市バリアフリー基本構想から



◇ バリアフリー

- 3つのバリア（かつて言われていたこと）
 - ・ 物理的なバリア
 - ・ 制度的なバリア
 - ・ 心理的なバリア
- 7つのバリア（最近言われていること）



◆ バリアフリー基本構想（バリアフリー法）と現在

（交通バリアフリー法とハートビル法を統合、2006 年 12 月施行）

○ 全国状況 2016 年 3 月 31 日までに受理したもの

計 288 市町村（465 基本構想）

○ 府中市バリアフリー基本構想（2004 年 1 月策定）

＊ 重点整備地区の位置及び区域

- ・ 特定旅客施設の要件（1 日あたりの平均乗降人員が 5,000 人以上）を満たす市内 12 駅周辺地区のなかから選定
- ・ 重点整備地区候補 5 駅（JR 線府中本町駅周辺地区、JR 線北府中駅周辺地区、京王線府中駅周辺地区、京王線東府中駅周辺地区、京王線中河原駅周辺地区）のなかから選定
分倍河原駅周辺地区は、「駅利用者は多いが公共公益的施設が少ない」との理由からはずされている
- ・ 重点整備地区－府中駅・府中本町駅周辺地区（両駅周辺地区の一体化）

＊ 特定事業計画（道路の事業計画）

各事業者（国道、都道、市道）の事業進捗状況が毎年度報告されている

最新は、25 年度事業報告で次の課題などが検討課題となっている（市道部分）

- ・ ペDESTリアンデッキと地上を結ぶエレベーター設置の検討（再開発事業に合わせて設置予定）
- ・ 危険樹木の植替えの検討、街路樹（桜）の扱いの検討
- ・ 歩車道段差の改良、歩道の勾配の改良等を含めた改良

＊ 分倍河原駅と周辺は課題が多いと思われるが？

- ・ 乗降客数は府中駅より多くなっている。
- ・ 転落事故もある

○ ホームドア

- ・ 全国の設置状況 655 駅
- ・ 京王線のホームドア

駅名	ホームの形状	設置ホーム	ホームドアの種別	設置年月
国領	島式 1 面 2 線	1・2 番線	可動式ホーム柵	H24. 8
布田	島式 1 面 2 線	1・2 番線	ホームドア	H24. 8
調布	島式二層 2 面 4 線	1・2・3・4 番線	可動式ホーム柵	H24. 9
新宿	くし型 3 面 3 線 島式 1 面 2 線	1・2・3 番線	可動式ホーム柵	H25. 3

<参考>

京王線（府中市内）1日の乗降客数（単位：人）

2015年度 2014年度

武蔵野台	25,201	24,584
多磨霊園	12,543	12,011
東府中	20,793	20,159
府中競馬正門前	3,190	3,160
府中	86,949	85,279
分倍河原	91,900	89,249
中河原	25,539	24,694

◆ バリアフリー法（建築物）

- 劇場や銀行、ホテル、デパートなど、誰もが利用する建築物、老人ホームや福祉ホームなど、お年寄りや障害をお持ちの方が主に利用する建築物、事務所や学校、マンションなど、多くの方々が利用する建築物が対象
- 特別特定建築物の建築主等の義務など
誰もが日常利用する建築物や老人ホームなどをつくろうとする際には、バリアフリー化しなければならない。また、これら既存建築物に対しても、バリアフリー化するよう努めなければならない。
- 特定建築物の建築主等の努力義務
多くの方々が利用する建築物をつくろうとする際には、バリアフリー化するよう努めなければならない。
- 自治体の条例（建築物バリアフリー条例）
 - ・ 条例による対象建築物の面積の引き下げが可能
 - ・ 条例による義務付け対象への追加が可能
- * 東京都高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例
（東京都建築物バリアフリー条例、改正 2006 年 12 月）
- * 世田谷区高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例（世田谷区建築物バリアフリー条例、2007 年 4 月施行）
- * 府中市福祉のまちづくり条例（改正、2009 年 10 月施行）

◆ 障害者差別解消法、障害者差別禁止条例

- 法律は差別を解消するための措置として、民間事業者に対しても「差別的取扱いの禁止（法的義務）」と「合理的配慮の提供（努力義務）」を課しており、その具体的な対応として、それぞれの分野の担当大臣は事業者向けの対応指針を示すことにな

っている。

- 住宅の分野では昨年（2015 年）12 月、国土交通省が宅建建物取引業者を対象とした対応指針を公表した。指針では「差別的な取扱い」として禁止する行為として、以下のような事例が挙げられている。
 - ・ 物件一覧表に「障害者不可」と記載する。
 - ・ 物件広告に「障害者お断り」として入居者募集を行う。
 - ・ 宅建業者が、障害者に対して、「当社は障害者向け物件は取り扱っていない」として話も聞かずに門前払いする。
 - ・ 宅建業者が、賃貸物件への入居を希望する障害者に対して、障害があることを理由に、賃貸人や家賃債務保証会社への交渉等、必要な調整を行うことなく仲介を断る。
 - ・ 宅建業者が、障害者に対して、「火災を起こす恐れがある」等の懸念を理由に、仲介を断る。
 - ・ 宅建業者が、一人暮らしを希望する障害者に対して、一方的に一人暮らしは無理であると判断して、仲介を断る。
 - ・ 宅建業者が、車いすで物件の内覧を希望する障害者に対して、車いすでの入室が可能かどうか等、賃貸人との調整を行わずに内覧を断る。
 - ・ 宅建業者が、障害者に対し、障害を理由とした誓約書の提出を求める。
- 入居者の選別は解消されるか
別紙参照
- 合理的配慮の課題は西野さん
- 都内の障害者差別禁止条例制定の動き
 - ・ 八王子市（2012 年 4 月施行）

障害のある人もない人も共に安心して暮らせる八王子づくり条例

（差別の禁止等）

第 6 条 何人も、障害者に対し、差別をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

（合理的な配慮）

第 7 条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第 2 項の規定の趣旨を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするよう努めるものとする。

- （1） 不特定多数の者が利用する施設（公共交通機関を含む。）を提供するとき。
- （2） 意思疎通を図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。

- (3) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 労働者の募集、採用及び労働条件を決定するとき。
- (6) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (7) 教育を行うとき。
- (8) 療育を行うとき。
- (9) その他社会的障壁となつて、障害者に対し日常生活又は社会生活 に相当な制限を与えているとき。

・ 国立市（2016 年 4 月施行）

国立市誰もがあたりまえに暮らすまちにするための『しょうがいしゃがあたりまえに暮らすまち宣言』の条例

(差別の禁止等)

第 6 条 何人も、しょうがいしゃに対し、差別をしてはならない。

- 2 社会的障壁の除去は、それを必要としているしょうがいしゃが現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによってしょうがいしゃの権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要な合理的配慮がなされなければならない。

(合理的配慮)

第 7 条 市、市民及び事業者は、次に掲げる場合には、前条第 2 項の規定を踏まえ、社会的障壁の除去の実施について必要な合理的配慮をするよう努めるものとする。

- (1) 教育を行うとき。
- (2) 不特定多数の者が利用する施設又は公共交通サービスを提供するとき。
- (3) 労働者を募集し、並びに採用及び労働条件を決定するとき。
- (4) 不動産の取引を行うとき。
- (5) 商品を販売し、又はサービスを提供するとき。
- (6) コミュニケーションを図るとき及び不特定多数の者に情報を提供するとき。
- (7) 医療又はリハビリテーションを提供するとき。
- (8) 前各号に掲げる場合のほか、しょうがいしゃの生活に相当な制限を与えているとき。

○ 手話言語条例、手話・コミュニケーション条例

- ・ 手話言語条例 現在、全国で 50 数条例（都内はなし）
- ・ 全国手話言語市区長会設立

2016 年 6 月 8 日（水）都市センターホテルで、「全国手話言語市区長会設立総会・手話言語フォーラム」を開催された。会員は 250 市区長、準会員は 4 町長が参加している。東京からの参加（会員）は次の 9 市区長である。

千代田区（石川 雅己）、港区（武井 雅昭）、文京区（成澤 廣修）、練馬区（前川 耀男）、武蔵野市（邑上 守正）、府中市（高野 律雄）町田市（石阪 丈一）、小金井市（西岡 真一郎）、狛江市（高橋 都彦）

- ・ 手話・コミュニケーション条例 下記のとおり

情報・コミュニケーション条例成立状況一覧 ※は手話を含む（2016 年 8 月 31 日現在）				
No.	自治体名	条例名（仮称）	成立	施行日
1	兵庫県明石市※	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	2015 年 3 月	2015 年 4 月
2	千葉県習志野市※	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆(きずな)を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	2015 年 12 月	2016 年 4 月
3	神奈川県横須賀市	共生社会を実現するための障害者の情報取得及びコミュニケーションに関する条例	2015 年 12 月	2016 年 1 月
4	兵庫県小野市※	小野市手話、要約筆記、点字等意思疎通手段利用促進条例	2016 年 3 月	2016 年 4 月
5	千葉県※	千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例	2016 年 6 月	2016 年 6 月
*全日本ろうあ連盟調べ				